

津市こども計画(第3期津市子ども・子育て支援事業計画)の修正について

【令和8年8月修正】

1 修正の内容について

利用者支援事業および養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業において以下の理由により修正を行います。(赤字下線部分:修正・追記か所)

【利用者支援事業】(計画書 83ページ)

基本型の子育て支援センター5か所について、地域子育て相談機関としての機能を担うことを計画に位置付けるため、必要な追記を行いました。

【養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業】(計画書 87ページ)

令和7年6月から実施している産前・子育てヘルパー派遣事業について、計画に位置付けるため、必要な追記を行いました。

(1) 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
対象年齢	0～18歳の子ども及びその保護者等 (妊婦等包括相談支援事業の対象年齢は妊婦及びその配偶者等)
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	地域子育て相談機関の機能を持つ基本型の子育て支援センターは5か所、 こども家庭センター型はこども家庭センター及び保健センター10か所の計11か所で実施します。妊婦等包括相談支援事業は国が示す算出の考え方(※)を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

※国が示す算出の考え方とは、こども家庭庁から示されている「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づく算出を指します。

量の見込みと確保の方策（基本型・**地域子育て相談機関**）（設置数）（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭及び子育てに対する不安や負担を抱え日常生活に支障が生じている家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家事・育児支援等を行うことにより、児童虐待を未然に防止するとともに当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
対象年齢	<u>ア 要支援家庭対象分</u> 0～18歳の子どもの保護者及び若年妊婦等 <u>イ (拡充分) 産前・子育て応援ヘルパー派遣事業</u> <u>就学前の子どもの保護者又は妊婦</u>
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）

ア 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業（要支援家庭対象分）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の方策	300	300	300	300	300
②-①	0	0	0	0	0

イ 子育て世帯訪問支援事業（拡充分：産前・子育て応援ヘルパー派遣事業）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① <u>量の見込み</u>	<u>—</u>	<u>1,168</u>	<u>1,149</u>	<u>1,131</u>	<u>1,113</u>
② <u>確保の方策</u>	<u>—</u>	<u>1,168</u>	<u>1,149</u>	<u>1,131</u>	<u>1,113</u>
②-①	<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>